午後１時00分開議

火 爪 弘 子 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

川島副委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪委員。あなたの持ち時間は60分であります。

火爪委員　日本共産党の火爪弘子でございます。

まずは、特定利用空港・港湾の指定について伺います。

政府が富山県に対して打診している特定利用港湾・空港は、自衛隊や海上保安庁が武力事態など有事に備えて日常的に施設を円滑に利用できる仕組みで、2022年の国家安全保障戦略で推進されてきたものです。これまでに全国21道県57施設が指定されており、高市政権は年末の安保３文書改定を視野に、これをさらに全国に広げようとしております。

狙いは何か。災害時や緊急時に自衛隊や海上保安庁が富山空港や伏木富山港を使用することは今でも可能です。しかし、特定利用施設になると、日常的に自衛隊の離着陸訓練や武器・弾薬を含む物資の輸送などが行われ、台湾有事などの存立危機事態となれば県の許可がなくても自衛隊の使用が可能となります。

５月の国からの説明はどのようなものだったのでしょうか。県民に対する説明会の開催が必要です。国から県に説明があった５月に、直ちに県民と議会に公表すべきだったのではないでしょうか。併せて、蔵堀副知事にまず伺います。

蔵堀副知事　特定利用空港・港湾は、国において安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊と海上保安庁が平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できますように、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものとされております。

委員から御指摘ございましたけれども、５月には国から県に対して説明があり、１つは平素における空港、港湾の利用対象

とした訓練を年に数回程度実施することを想定していること。２つ目には、平素の訓練を通じて自衛隊や海上保安庁が施設の特性に習熟することにより、大規模災害発生時における緊急対応、住民避難等の迅速かつ効率的な実施にも資するということでした。

県としては、国からの説明内容を確認し、この件に対します対応について検討を進めておりましたけれども、まずは施設が所在する３市、富山市、高岡市、射水市に対して、国から説明してもらうべきと判断しまして、８月に国から県及び地元３市に対する制度の趣旨などの説明会を実施していただいたところです。これを受けて、県では９月議会前の所管の常任委員会で報告をさせていただき、これまで慎重に検討してきた結果であるということを御理解いただきたいと思っております。

県では国から説明があった旨と関係資料について県のホームページに掲載しまして、県民の皆様へ広く情報提供も行っております。県民向けの説明会については、県が説明するということではなく国が説明すべきと考えており、国に要請していきたいと思っております。

今後の対応については、地元の３市と共に、引き続き慎重に検討してまいります。

火爪委員　国に説明会を要請していただけるということですので、必ず開催ということでお願いをしたいと思います。

富山県議会は1998年12月に非核平和宣言を行い、中沖知事も富山空港を軍事利用はさせないとの態度を堅持されてきました。全国で既に指定された空港、港湾と自治体との確認事項を見ますと、訓練の年間利用回数の上限もありません。飛行可能の時間帯、離着陸可能な機種の制限も全くありません。騒音や事故も大変心配です。高市政権が今、敵基地攻撃能力の保有をうたい、全国６か所、自衛隊基地への長射程ミサイルの配備を進め、

新たに全国130棟の弾薬庫を増設しようとするなど、日本の戦争する国づくりとも言える危険な動きが強まっています。

この動きの中に富山県と県民を組み込もうとする今回の指定であり、到底受け入れるわけにはいかないと思います。９月14日には、県内の市民団体から新田知事宛てに、指定を受け入れないよう求める申入れがなされています。知事の見解を伺います。

新田知事　委員から県として指定を認めるべきではないとの御指摘がありましたが、特定利用空港・港湾という制度については、先ほど蔵堀副知事からも答弁しましたが、国からは安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うための必要性と説明されています。

一方で、訓練利用の頻度や時間帯、住民生活や周辺環境への影響など、具体的な運用が見えない部分もあることから、他県においても市民団体から慎重な対応を求める要望も寄せられるなど、様々な立場の方から多様な意見が示されています。

特定利用空港・港湾はあくまで平素における利用を対象としていますけれども、国においてはあくまで民生利用が主であるとされています。委員は将来的な軍事利用への懸念を述べておられますが、県として重要なのは、日本を取り巻く厳しい安全保障環境の中で、この制度の内容や運用の考え方、県民生活や地域社会への影響について、客観的な事実に基づいて冷静に見極めることだと考えています。

こうしたことから今後、国からの説明内容を十分に確認しますとともに、まずは関係市、空港、港湾関係者、地元住民の意見をお聞きするとともに、他県の対応状況なども踏まえ、公共インフラ管理者としての責任と県民の安全・安心の確保という観点から総合的、また慎重に判断してまいります。

火爪委員　富山県と県民に新たな危険を呼び込むものであり、

指定を受け入れないよう改めて求めておきたいと思います。

次に、大規模災害について伺います。

今回の豪雨に対する被災地の皆さんに、私からも改めてお見舞いを申し上げます。

８月27日からの豪雨被害では、避難所の在り方も改めて問われたと思います。熊本地震の被災地からは、エアコンのない避難所、段ボールベッドが１週間たっても届かない、おにぎりが提供されたのは４日目などなど、劣悪な避難所の様子も伝えられました。

能登半島地震の後、県もいろいろ努力をされ、県の避難所運営マニュアル策定指針にはスフィア基準が明記をされ、トイレについても丁寧に記載をされております。問題は、それが実際に生かされているかであります。例えば、県の避難所運営マニュアル策定指針では、段ボールベッドやパーティションは避難所の開設時に設置すると書いてありますが、今回はどうだったでしょうか。

スフィア基準とあわせて、一般社団法人避難所・避難生活学会などが提唱し、内閣府も指針とするＴＫＢ48などの基準を、時間的基準を含めてさらに示す必要があると考えます。危機管理局長に伺います。

中林危機管理局長　避難所の生活環境の改善は、避難者の健康を守り災害関連死を防止する上で極めて重要です。

県では、令和６年能登半島地震の災害対応検証や国の指針改定等を踏まえ、本年３月に委員から御指摘ありましたように避難所運営マニュアル策定指針を改定しました。スフィア基準を反映するとともに、トイレの確保・管理、温かく栄養に配慮した食事の提供、段ボールベッドやパーティション等による生活空間の確保など市町村に具体的な考え方を示しました。

委員御指摘のＴＫＢ48は、トイレ、キッチン、ベッドを発災

後48時間以内に整えることを目指すものであり、早期に良好な避難生活環境を確保し災害関連死を防ぐという理念は、本県の取組の方向性と一致するものと受け止めております。

一方、大規模災害時には、被害の規模や地域、道路やライフラインの被災状況、避難者数などにより必要となる資機材や物資の量、輸送条件も異なります。また、避難所でこれらを適切に受け入れ、設置、運用するためには、市町村、自主防災組織や防災費等の受入れ体制の整備も不可欠です。

このため、県としては、ＴＫＢ48の趣旨を念頭に、平時から国や市町村、民間事業者等々、役割分担や資機材の調達、輸送方法、避難所への受け入れ運用体制を確認します。

発災後はできる限り速やかに良好な避難生活環境を確保できるよう、国の動向や他県の取組を参考にしながら実効性ある事前防災の取組を一層進め、災害関連死の防止につなげてまいりたいと考えております。

火爪委員　全国的にはＴＫＢ48を基準にした避難所設営の訓練をしている県などいろいろですが、より明確な努力は必要だと思います。お話があったように条件は様々なのですが、この基準を示すことによって目標にするということで、これを目標に日頃の準備をする、訓練をするという基準としては、極めて有効な打ち出しだと思っていますので、スフィア基準とさらにもう一歩進んでということでぜひ検討していただきたいと思います。

昨年７月の災害対策基本法の改正で、自治体に災害備蓄状況の公表が義務づけられました。ホームページで、今年４月１日の一覧表を見て私も驚きました。県内の市町村の備蓄状況がまるでばらばらだったからであります。例えば、いろいろな品目が段ボールベッドでいえば魚津市の備蓄1,269に対して、富山市が542、高岡市325。パーティションを挙げれば魚津市の1,768に対して、富山市400、高岡市633などです。これでいい

のでしょうか。市町村の備蓄基準はどうなっているのでしょうか。

県の備蓄計画を見ますと、呉羽山断層帯による地震の発災４日後の避難所避難者数を約31万人と推定しております。県が必要な備蓄50％のうち20％を流通備蓄で確保する。市町村が40％、応援10％。この備蓄計画は県内市町村と共有しているのでしょうか。

この計画に照らすと、県の備蓄も今年４月段階で簡易ベッド200、段ボールベッド200、パーティション800、飲料水はゼロとなっていますが少ないのではないかと思います。

災害備蓄方針の再検討と徹底を求めて、どう取り組んでいくのか局長に伺います。

中林危機管理局長　災害時に県民の命と生活を守るためには、避難生活に必要な物資を適切に備蓄しておくことが重要です。国の防災基本計画では、市町村は避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、トイレ、簡易ベッド等を備蓄すること、都道府県は市町村の備蓄量を勘案し、不足が懸念される物資や区域を超えて利用する物資を備蓄することとされております。

県では地域防災計画で非常食料や毛布などの備蓄数量を定めていますが、市町村が主体となる備蓄を基本に、県、国、民間、地域、個人がおのおのの役割を果たし、全体として必要量を確保することとしています。

一方、令和６年能登半島地震の検証において、避難所の生活環境の改善が大きな課題とされました。県では、先ほどお答えしたとおり避難所運営マニュアル策定指針の改定とともに、市町村の備蓄状況を把握しながら、国交付金の活用を促し必要な資機材整備を働きかけるほか、県が保有する段ボールベッドやパーティション、トイレ等の資機材を指定避難所等にバランス

のよい配備に努めています。さらに、今般の熊本地震で活用されたものの、高額で市町村では購入しにくい水循環型シャワーの配備の充実も図っています。

また、民間団体との連携や応援協定の拡充により、発災時に不足物資を機動的に確保、提供できる体制づくりを進めており、今回の大雨災害でも氷見市への飲料水の提供やキッチンカーの派遣など、迅速な支援となっています。

県としては、避難所運営マニュアル策定指針等の周知に努め、官民それぞれが連携して役割を果たし、自主防災組織の資機材整備の支援や、フェーズフリーの指定によるローリングストックの普及も進め、自助、共助の取組と併せて、県全体の実効性のある備蓄体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

火爪委員　市町村の災害備蓄の量や必要性の基準はないのでしょうか。

中林危機管理局長　市町村の状況に応じて市町村にお任せしているというのが実情でございます。

火爪委員　果たしてそれでいいのでしょうか。去年までは、全県の備蓄量の一覧表は法律で公表を義務づけられていなかったので、私たちも分からなかったのですが、市町村が一次避難所の責任を持っていると言いながら、こんなにばらばらで整合性がなく、統一性がない。市町村に聞くと、自分のところの基準はあるという自治体もあるのです。

いざというときに市町村が一次避難所設置義務と言っても、県も共通の責任があるわけですから、県民の納得できるような市町村の備蓄の指針や基準を示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

中林危機管理局長　令和６年度の能登地震の検証を踏まえまして、いろいろな対策を取っておりますし、避難所の在り方ということについては、市町村を交えたプロジェクトチームをつくって

おりますので、そこでまた検討したいと思っております。

火爪委員　検討すると言ったのか、言わなかったのかよく分からない答弁ですが、検討していただくということで、改めて強く要望しておきたいと思います。

それでは、次にエアコンの問題であります。

国は熊本地震を教訓に、学校体育館のエアコン設置の完了時期を前倒しするなど、新年度予算を必要分確保するとしております。

富山市でいえば３年間で小中学校のエアコンを全部設置することになっているかと思っています。県立高校についても、特別支援学校を含めて５年間という設置計画だと思うのですけれど、前倒しが必要なのではないでしょうか。

その際、大規模停電対策も必要だと思います。県内でも射水市などが停電に備えて自家発電でも稼働できるＬＰガス式のガスヒートポンプを採用していると聞きました。全国から大変注目をされております。初期費用は少しかさむとのことですが、県内でも広げる必要があるのではないでしょうか。併せて、蔵堀副知事に伺います。

蔵堀副知事　国では、避難所となります公立小中学校の体育館等の空調設備の設置につきましては、令和17年度までに100％としていた目標を最近の激甚化する自然災害や熱中症対策の観点も踏まえて、令和13年度に前倒しをする方針が示されました。

県教育委員会では県立学校体育館の空調設備につきまして、今年の３月に策定した整備方針に基づいて、まず令和９年度中に全ての特別支援学校への整備完了を目指しております。来年度予定としていた学校分の実施設計を前倒しして実施するために、必要な経費を今回の９月補正予算案に計上させていただいております。

また、県立高校につきましては、令和10年度を目途に工事に

着手し、国の前倒し方針よりも１年早い令和12年度中に各校体育館１棟への整備完了を目指すこととしております。さらに整備完了までの対策として、令和９年度までに全体育館への移動式のスポットクーラーを配備することとしております。今年度は各校体育館１棟への配備を完了したところです。引き続き、できるだけ早期の整備に努めてまいります。

また、体育館に導入する空調設備、今ほど委員から電源自立型のガスヒートポンプ式の設備を導入することを検討してはどうかという御意見ございました。

教育委員会としても、県立高校につきまして来年度実施する予定の基本設計において、同様の観点から避難所機能の強化のために必要となる設備の導入について検討してまいります。

火爪委員　それでは、災害対策に関して液状化防止事業について伺いたいと思います。

富山市が今月11日の議会で、地下水位低下工法について30年後の設備更新は技術的に難しい、更新はしない――報道では見出しに書いてありました――と答弁をしたという報道があって大変驚きました。地元には説明してあるとの報道もありまして、それを見た地元の町内会からとしては、強い抗議の声が上がっております。

その後、富山市に確認をすると、難しいとは言ったが更新はしないとは言っていないと。どうやらそういうことのようでありますが、大変難しいということであります。

そこで、熊本市など先行事例ではどうなっているでしょうか。県内関係市の方針も確認をしておきたいと思います。被災地に不安が広がらないよう、県が国や関係自治体と連携し、設備更新予算の確保や更新技術の研究にぜひ取り組んでいただきたいと思います。土木部長の見解を伺います。

川上土木部長　地下水位低下工法は、地下水を継続して管理する

ことで液状化対策の効果を発揮するものでございます。長期にわたり機能を確保していくためには、集水管やポンプ施設などを適切に点検、修繕、更新していくことが重要であると認識しております。

液状化対策施設の集水管の耐用年数は一般的に30年とされていますが、全国的にはこの耐用年数を経過した事例や更新した事例はございません。耐用年数経過後の対策効果への影響や更新工事に伴う技術的課題に係る知見はまだ十分ではないと考えております。

このため、耐用年数が経過した後の設備更新につきましては、県内の各市が適切な時期に施工箇所の埋設状況のほか、そのときの最新の知見を踏まえまして、対応方針を検討すべきものと考えております。

なお先行事例の熊本市でも、更新についての方針は明確に決まっていないと聞いておりまして、委員から御質問でありました設備更新の予算確保や更新技術の研究は重要だと考えております。

設備の長寿命化などの予算の確保についてですが、昨年造成しました液状化防止対策加速化支援基金の運用益を活用するほか、先月実施しました液状化対策施設の長寿命化に係る国への要望事項が来年度予算の概算要求に盛り込まれましたので、今後国の支援制度の創設も期待しているところでございます。

また、設備更新の技術の研究につきましては、液状化対策に取り組む全国の自治体共通の課題でございます。

県としては、全国の関係自治体と連携しまして、国に対して最新技術を含む液状化対策工法の研究開発、それと継続的な財政支援を要望していきたいと考えております。

今後とも全国の先行する自治体での取組、あるいは技術的知見の情報収集は県としてしっかり行いまして、住民の皆さんの

不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

火爪委員　富山市に対しても、ことさら今の時点で難しいなどというのではなくて、全国や県内自治体と一緒に予算の確保を何のために私たちは一生懸命やってきたのかということも含めて、ぜひ苦言を呈しておいていただきたいと思います。

続いて、新時代とやまハイスクール構想について伺いたいと思います。

８月11日に富山市で開かれた意見交換会に私も参加しました。その場でも参加者から計画への反対や疑念の声が多く出されましたが、県側の回答はそれを納得させるものとは到底言えませんでした。それなのに、計画は全く変わらない。何のための意見交換会なのかと感じるのは私だけではないと思います。

そこでまず、どうして現在の県立高校を全て移行準備校、一旦募集停止にしなければならないのかということであります。これまで長年積み上げてきた各学校の歴史や教育実践の何が悪いのか、どこを改革する必要があるのかという議論もなく、教育委員会がつくったプロジェクトチームが教育内容まで勝手に上から決めてくることに怒りの声が上がっております。

意見交換会では、富山西高校の同窓会長や元同窓会長が、どうして閉校なのか、６年前の再編は対象校間で平等な統合だった、今回はひどいと発言をされました。同窓会も、富山商業高校に引き継がれるのではなくて、同窓会運営センターなるものが――教育委員会の中でしょうか――つくられて、そこが管理するなどということであります。

これらの抗議の声を知事がどう受け止めておられるのか、まず伺っておきたいと思います。

新田知事　新時代とやまハイスクール構想については、令和３年度以来様々な御意見を伺いながら議論を進めてまいりました。この間、意見交換会やワークショップに加えまして、自民党議

員会の教育プロジェクトチームの提言などにおいて、学校規模を基準とした高校の統合ではなく、生徒にどのような教育を提供するかが大事という御意見も多く頂きました。

こうした御意見を踏まえて、従来の学校規模を基準とした再編統合とは異なり、将来目指すべき県立高校の姿を描いた上で、そこから逆算的に各段階の姿を変えるという形で検討してまいりました。

具体的には、将来の県立高校の姿については、今後必要となる教育内容を大、中、小様々な規模の学校で組み合わせた７つの学校類型を示しました。これらを県内にバランスよく配置することで、生徒に多様な選択肢を提供できるようにすることとしています。

その実現に向け、この学校とこの学校を統合するという考え方ではなく、現在の全日制県立高校34校全てを移行準備校と位置づけ20校程度を目安とする新時代ハイスクールへと再構築していくことを基本としています。

また、全ての県立高校はこれまで地域の皆様に支えられながら、特色ある教育の提供に努めてきており、そうした教育実績や特色を今後の県立高校に引き継いでいくことも大切と考えています。

こうしたことから、第１期設置方針案では閉校となる学校の特色ある教育実績や取組を未来探求ハイスクールとグローバルハイスクールに引継ぎ、さらに充実させていくという方向性を明示しています。

各学校の歴史や伝統と深く結びついてきた同窓会については、その思いを受け止めながら今後の在り方を丁寧に検討していきたいと考えています。

火爪委員　令和３年から多くの県民の意見を聞いてきたと知事はおっしゃいますけれども、どれだけ説明しても反対の声や疑念

の声が県民の中に大きく残ったままであるということをぜひ意識をしていただきたいと思います。そういう状況であっても強行するということであってはならないと思います。

例えば、今回並行する高校の実践を未来探求ハイスクール全体で引き継ぐのだと言っても納得できません。例えば水橋高校と富山北部高校が統合したときは水橋高校のいろいろなものを富山北部高校が、全部一緒に受け継いでいくということで共同の運営でやってきた、同窓会もそうやって引き継いできた。富山西高校がなくなってしまう、伏木高校がなくなってしまうことに対する怒りが広がっている。水橋高校はそれでも富山北部高校の中に残るんだと言って私たちは取り組んできたわけであります。

改めて、今の知事答弁では納得できないと申し上げておきたいと思います。

もう１問は副知事にお願いをします。

そこで、先ほどもありました１学年480人の大規模校についてです。

私が参加をした意見交換会でも、そして新聞報道などでも反対意見、それから懸念する意見が圧倒的に多かったと感じています。教育委員会の報告メモではそうはなっていないわけでありますけれども、そういう実感であります。

そのときの説明は、多様な選択科目を提供する学校をつくるのだと、子供の選択肢を広げると、この間も何回も伺ってきましたけれども、そういう説明だったのですけれども、多様な選択肢といっても程度があるわけであります。

大学やいろいろなところでやっている総合選択制ということがいいのか。それよりも、身近な誰でも通えるところに県立高校を残すことのほうが子供の選択肢を守ることではないのかと私たちは思っています。

そこで、この質問はそういう前提の下に、現場の教職員からそもそも場所が不適切という指摘が相次いでいる問題であります。

呉羽高校ではグラウンドの水はけが大変悪くて、今年の運動会も水はけが悪くて１日順延したのですけれども通常開催ができなかったと聞いております。スポーツ重視の高校としてはまるで適さないという意見であります。あいの風とやま鉄道の呉羽駅は今の生徒数でも混雑がひどく、１学年480人の高校の最寄り駅としては大問題だという指摘もあります。また富山市舞台芸術パークは貴重な市民の憩いの場であり、勝手に決めるなという声も寄せられています。いかに、現場の声を聞いていないのかのあかしではないでしょうか。

これらの声をどう受け止めているのか、蔵堀副知事に伺います。

蔵堀副知事　新時代とやまハイスクール構想では、将来どのような県立学校が必要かというアンケートを行っております。

その際、高校生、教員共に学習内容を選択できる仕組みがある学校が最も支持されたということがございます。生徒への多様な選択肢の一つとして大規模校を位置づけたところです。

また再構築ガイドライン案では、多様な選択科目や部活動の開設などの観点から12学級程度を目安として検討するとしております。ガイドラインの中では８学級、10学級、12学級でどういったものが選択できるかということも詳細に示しております。

このたびの意見交換会やパブリックコメントでは、大規模校に対しまして、懸念、それと期待の双方の御意見もいただいいております。懸念の点としては、例えば砺波や新川からは通いづらいですとか、生徒が減少する中で大規模校が必要なのかといった御意見をいただいています。

全県域からの通学を考慮して呉羽高校の敷地を選定したこと、

それから大規模校設置の趣旨を引き続き説明して具体的な検討を進めるということは大事だと考えています。

また、御指摘ございました水はけの問題や、呉羽駅の問題、それから舞台芸術パークの活用に関する御意見については、今後施設整備や学校運営を検討する際に留意すべき事項だと考えていますけれども、富山市との協議も含めまして、教育環境の整備や学校周辺の環境への配慮はしっかりやっていく必要があると考えています。

一方で、大規模校への期待もございます。学びたい学習を学べる単位制の大規模校になるとよいといった御意見もございますし、時代が変化する中でこれからの時代に合った力を身につける学習環境を整備してほしいといった大規模校を含む多様な学校を求める声もいただいています。

生徒の多様な選択肢の一つとして、多様な選択肢から学べる大規模校にも意義があると考えているところです。引き続き丁寧に検討を進めてまいります。

火爪委員　アンケートで生徒たちが答えた多様な選択肢がある学校を望むということが、そのまんま総合選択制に結びついているとは私たちは考えておりません。改めて知事に１学年480人の大規模校設置の撤回を求めたいと思います。

莫大な教育予算と教職員の配置を新設校に集中させるのではなくて、今あるぼろぼろの県立学校の校舎の改修や整備に、また30人学級の拡大など行き届いた教育の実現のために教職員の増員を図っていただきたいと思います。

また、大規模校をつくれば、入学希望の多い富山市内の高校も減らされることになります。先ほどもありました大規模校をつくらなければ、また規模を減らせば、もう１つ、２つ、３つ高校を残すことができるのではないかという声がたくさん寄せられております。10月の総合教育会議でこの大規模校新設の方

針を決めるべきではないと思います。知事に伺っておきたいと思います。

新田知事　先ほども申し上げたので繰り返しになるかもしれませんが……。

ここまで順を追って進めてきたと私たちは考えております。こういった大規模校に関する議論も本当に何度となく交わしてきたと思っています。

国においても、高校教育改革に関するグランドデザインというものが示されて、社会の変化に応じて日本全体で高校教育改革が進められていく中、富山県は全国に先駆けて議論を重ねてきたという自負も持っております。いよいよそれを実行段階に移していく段階に来たと我々は考えています。

このため再構築ガイドライン、そして第１期設置方針の案に対して頂いた様々な御意見を、今整理をして、これからガイドラインと設置方針に必要な修正を行い、できれば10月中をめどに取りまとめたいと考えています。その中で、大規模校に関してはこのガイドラインを羅針盤として大規模校の整備構想を検討していく中で、学級数や整備方法などについてさらに議論を深めてまいります。

新時代とやまハイスクール構想は、人口減少が進む中でも生徒に多様な選択肢を提供できるよう、大、中、小様々な規模の特色ある学校をバランスよく配置していくというのが基本的な考え方です。

大規模校も含めて、全ての新時代ハイスクールが魅力ある学校となるように引き続き、こどもまんなかの視点で検討し着実に構想を推進してまいりたいと考えています。

火爪委員　知事にもう１問お願いをしたいと思います。

今議会にも、富山県高等学校教職員組合から、県立高校再編の検討を慎重に進めることを求める請願が提出されております。

前回、前々回の再編でも、これほど現場の教職員から異論、抗議の声が上がった再編はなかったと私は感じております。教育関係者、特に現場の教職員の意見をもっと反映し、もっと理解を得る努力をしてほしいと思っております。

再編後の教育を中心になって担うのは現場の教職員です。理解を得られないまま計画を強行すれば、現場がぎくしゃくし充実した教育は望めません。結果として、子供たちにプラスにはならないと考えます。これまでの富山県教育をどう考えておられるのでしょうか。

子供たちの人格の完成を目指した教育基本法に基づいて、高校でも高度な普通教育を基本に据えて広く主権者としての力をつけさせる教育を積み上げてきました。偏差値重視等改善すべきことも多く、問題点もいろいろあります。しかし、こういうベースの教育実践を教職員の皆さんは大事にしてきました。広く主権者としての力をつける教育、普通教育を基本にしながら専門教育をプラスしてきた、そういう貴重な努力があるわけです。それをがらがらぽんと議論もなくひっくり返すような再編になっているのではないでしょうか。

そして、現場の教職員を代表する教職員組合を石井知事の再編のときには、検討会に参加をさせてきたこともあります。最近の高校の再編でも、愛知県など幾つもの教育委員会は教職員組合とよく力を合わせて検討会の参加も求めてきております。

新田県政も、この計画の策定と実行に当たって、保護者、同窓会、地域の声と共に、現場の教職員の意見をもっと反映をしていただきたいと思うわけでありますけれども、知事の受け止めを伺いたいと思います。

新田知事　私も委員と、本当に全く共感する面があります。全てではないですけれども。どこを共感するかというと、この戦後の富山県教育は大変すばらしいものであると思っています。私

もその教育を享受して育ち、そして今こういう立場でここに立っているということでございます。もちろん主権者としての教育も本当に受けてまいりました。

その上で、だから一部共感しておりますということを申し上げた上で、あえて繰り返しますが、今般のこの県立高校の再構築に当たっては、令和３年度から様々な立場の方々から様々な形で丁寧に御意見をお聞きしてきました。あえて回数を言いますと……。

例えば県民の皆様との意見交換会を12回してまいりました。令和５年に２回、令和６年８回、令和７年２回。パブリックコメントを３回、令和４、６、７年と実施をしております。教職員あるいは保護者の皆さん、生徒へのアンケートを２回、令和４年と６年に、教職員や保護者も参加したワークショップを12回、令和６年に行いました。

そして若手教員とのグループトークは令和６年。あるいは教員有志からの提言書を受けましたのは令和７年。このように幅広く御意見をいただいてまいりました。ただ、どれだけやればいいのか、どれぐらい時間をかければいいのかというのはお考え次第だと思いますが、私どもとしては、かなり丁寧にしてきたつもりでいるということは是非御理解をいただきたいと思います。

その上で今回提示しております再構築のガイドライン、そして第１期の設置方針の案ですが、これは私も参加した県内４会場での意見交換会やパブリックコメント、各地域での個別相談会などにより、同窓会や地域の皆様もはじめ、幅広い県民の皆様の御意見をお聞きしてきました。もちろん教職員組合の方も全ての会場に来ていただきました。御意見もいただきました。

こうした御意見や、本定例会での議論、また請願、さらにいただく御意見も踏まえて、反映すべきものについては必要な対

応を検討し、できれば10月中に取りまとめをしたい。このガイドラインと第１期の設置方針を10月中に取りまとめたいと考えております。

今後、設置方針等が取りまとまり次第学校現場の教員を含めて、もちろん教員の意見を聞くのは本当に大切なことだと思っております。新たな学校づくりの検討体制を構築し検討を加速してまいります。

これまでの教育実績をどう引継ぎ、また新たな学びや学校運営をどのように行っていくかなどについて、現場の教員の力を存分に発揮をいただきたい。

私は、いつもこどもまんなかと言いますが、もう一つ、学校の主役は先生方だと思っています。それもぶれてはおりません。先生の力を存分に発揮いただき、議論を深めていきたいと考えています。

魅力と特色ある新しい学校づくりに努めていくつもりで満ち満ちているということを申し上げたいと思います。

火爪委員　知事、回数とか長さではないのだと思うのです。

この項の冒頭に申し上げましたけれども、意見交換会でもいろいろな意見が出るのですけれども、県側の回答は、それを聞くけれどもかみ合った答えが返ってこない。到底納得させる答えが返ってこない。聞きっ放しで、計画は全く変わらず進んでいく。県民の中に大きな不満と異論がありながら、時間だけが過ぎていく。計画だけが前に進んでいく。こういう再編では本当に現場の力は引き出せないし、本来の教育というのは進んでいかないのではないかと改めて、強く指摘をしておきたいと思います。また、次の機会によろしくお願いします。

次に、行きます。医療・介護問題について伺っておきます。

５月に国会で成立した健康保険法改正によるＯＴＣ類似薬の一部保険外しについては、６月定例会で患者負担抑制を求める

意見書を各会派に御賛同いただき採択していただきました。

しかし、厚生労働省が今月公表した取りまとめ方針によれば、18歳以下の子供や生活保護受給者、入院患者は負担増の対象から外れ、疾患としては、がん、難病患者などは除かれるとしたものの、県単独医療費助成制度の対象である妊産婦、心身障害者、ひとり親家庭の養育者、住民税非課税世帯などは幅広く薬剤費負担増の対象とされております。

６月定例会の私の質問に、厚生部長は医療費助成の対象となる患者の負担には一定の配慮がなされるものと大変楽観的な答弁をしておられましたけれども、今回の厚生労働省の取りまとめを受けて制度への影響をどう試算をされているでしょうか。

改めて、来年度以降も、優れた県の医療費助成制度を患者負担なしで継続、堅持することを求めて部長の見解を伺います。

滑川厚生部長　今ほど御紹介がありましたように、市販薬で代替可能なＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しについては、先般、実施に向けた国の取りまとめ案が示されました。

具体的には、対象となる医療用医薬品を77成分として、その薬剤費の４分の１を保険適用外として患者負担とする。その一方で、これも御紹介がありました子供や生活保護受給者の医療扶助、がんや指定難病患者の治療、入院中の使用、また医療上の必要のある長期使用、妊婦等の使用などについて、この負担を求めない仕組みとされたところでございます。

県単独医療費助成制度との関係につきましては、子供や障害者等の公費負担医療などについて配慮がなされたと考えておりますが、その一方で、障害者が公費負担医療の対象外で受診する場合、また、低所得の配慮対象とならないひとり親家庭の養育者などにつきましては、新たな負担が生じる場合があると考えられます。

ＯＴＣ類似薬の４分の１の患者負担分につきましては、先ほ

ど申しましたように医療保険の適用外となります。保険適用となります医療費の自己負担分を助成対象としておりますのが、県単独医療費助成制度でございまして、現在の仕組みで、この部分を新たに助成を行うのが難しい状況にございます。

なお、制度見直しに伴う影響額につきましては、対象薬剤成分が先ほどお話しいたしました77成分であるということ、また、がんや入院患者などについても配慮がなされることから、一定程度限定的と考えられますけれども、対象となります患者数を正確に把握するということがなかなか難しいということで現時点では詳細な試算には至っておりません。

今後、国の試算などもございますので、これを参考に影響の見通しを把握いたしますとともに、この制度改正の趣旨――持続可能な医療保険制度の実現に向けて、適切な保険給付と負担の公平性の確保を目指すと、こういう趣旨なども踏まえて、助成の実施主体であります市町村とも丁寧に協議を進めまして対応について検討してまいります。

火爪委員　県単独医療費助成制度は国が患者負担を増やしても、県と市町村の努力で無料制度を守ってきたという貴重な経過、歴史があります。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

もう１問、国の制度改正に関連して介護保険制度についても伺っておきたいと思います。

今年の特別国会で介護保険法が改正され、来年度から県が特定地域と指定した中山間地域では、介護事業サービスの運営基準の緩和や、介護保険から除外した地域支援事業、サービスの低い制度で代替できることとされました。

県が指定する対象地域として厚生労働省が示したリストには、氷見市全域をはじめ、富山市でいえば八尾、大山、旧山田村合わせて７地区など９市町にわたって候補地区が示されています。

認知症の人と家族の会など介護利用者団体、事業所団体などからは、同一の介護保険制度なのに平等にサービスが受けられなくなるということで不安と抗議の声が寄せられています。

県として、国に介護報酬の大幅引き上げ、介護人材の確保対策を強く求め、事業所を守るとともに、県としての地域指定は行わないよう求めて、部長の見解を伺います。

滑川厚生部長　高齢者の人口が減少してサービス需要が減少していく地域におきましては、介護人材の確保に加えまして、例えば、訪問介護での利用者のお宅間の移動の負担があることから安定的な事業所運営が困難となっているという状況がございます。

今般の介護保険法の改正につきましては、特にこうした課題を多く抱える中山間、人口減少地域におきまして、介護サービスの維持確保の観点から、地域の実情に応じて柔軟にサービス提供をできるといった趣旨の制度でございます。

具体的には、一つには事業所において人員配置基準の弾力化や月単位での定額報酬の導入ができる特定地域サービス、また、もう一つには、それでもなお事業者によるサービス提供体制の維持が困難であるというような場合には、市町村が域外を含めた事業所に居宅サービスなどを委託できる、特定地域居宅サービス等事業、この２つの仕組みでございます。

これらの新たな制度の対象地域につきましては、今ほど御紹介がありましたが、国の基準に該当する市町村がその要否を検討して、県は市町村の意向を踏まえて指定することとされております。

現時点での国の基準案としましては、山村振興法に基づく振興山村など介護報酬の特別地域加算の対象地域となっているところ、また、さらには高齢者の人口密度、減少率といった要件が示されているところでございます。

県といたしましては、地域の実情に応じた介護サービスの維持は大変重要であると考えておりまして、まずは、御指摘がありましたように適切な介護報酬の設定、介護人材の処遇改善、介護現場への生産性向上への支援などについて引き続き国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

その上で、国の基準に該当する地域において、市町村がサービス提供体制の確保のために、この新たな制度の活用が必要と判断された場合には、法の趣旨を踏まえまして、その意向を十分にお聞きしてまいります。

火爪委員　指定を行わないよう強く求めて、次に移りたいと思います。

女性活躍の推進についてですけれども、幸福度ランキング全国47位は、大変問題になりました。

総務省の「統計でみる都道府県のすがた」によれば、富山県の女性の実労働時間は月平均169時間で2024年の数字で全国１位です。いずれも、直近の数字でもう少し挙げてみますと、富山県の共働き率は全国４位。女性の正社員割合は全国３位。女性の平均勤続年数は全国２位。これは2020年です。それなのに女性の管理職比率は13.3％で全国44位です。

女性の管理職比率は、前回調査の全国41位からさらに下がりました。平均賃金も男性の78.1％です。一生懸命働いて役割を果たしているのに地位が認められない。これも私は、幸福度ランキング47位の要因の一つだと考えています。

知事には県民の考え方を改造しようなどというのではなくて、こういう問題点、一つ一つの実態を変える努力を積み重ねて幸福度を上げていただきたいと思っております。

県の女性活躍推進戦略では2027年までに女性の管理職比率30％、職場における女性の地位の平等感60％などの目標を掲げてきましたが、達成の見込みはまるで見えません。次期戦略の

策定を見据えて、企業の男女別賃金や女性の管理職比率の公表をさらに徹底し、是正計画を策定してもらう、男女両方の労働時間の短縮や固定的役割分担意識の解消など、経済界と協力し総力を挙げて取り組む必要があると考えます。知事に伺います。

新田知事　女性活躍推進戦略の目標の一つに、県内企業の女性管理職比率がありますが、直近の令和２年で13.3％となっています。

企業経営陣と女性従業員との意識の差、家事、育児などの家庭内負担の女性への偏り、長時間労働を前提とした働き方などが要因と認識しております。

また、男女賃金差異は令和７年で71.9％と全国中28位ですけれども、その要因として厚生労働省の分析では、女性の管理職比率の低さに加えて勤続年数や労働時間が男性と比べて少ないことを挙げています。

これらの背景には、固定的な性別役割分担意識や根強く残るアンコンシャスバイアスが影響していることが考えられまして、県では女性活躍推進戦略に示した３つのプロジェクトを進行中です。具体的には、企業向けでは県経営者協会と共同で企業幹部などを対象に、ＤＥＩ企業成長塾を開講しております。101人以上の企業における女性管理職比率の公表義務化を受け、取組徹底を促進するセミナーを開催しています。

２番目に家庭向けとしては、男性の育児休業の取得促進に向けた県独自の補助支援を行っております。また、女性向けという意味では、きらめく女性リーダー塾などを開講しています。

さらに、先般９月13日、民間主催のＤＥＩシンポジウムには私も参加し、アンコンシャスバイアスの解消に向け、経済界を含めたさらなる機運醸成に取り組んだところです。

関連のデータなどを継続的に収集分析し、次期戦略の見直しの必要性などを検討しているところでありますが、女性活躍は

企業文化や働き方そのものの見直しを伴う息の長い取組が必要であり、引き続き経済界とも連携し、粘り強く取り組んでまいります。

川島副委員長　火爪委員、質問は簡潔に。

火爪委員　最後に放課後児童クラブについて伺っておきたいと思います。

2014年の設置箇所数223か所から今年度320か所と1.5倍に増えております。しかし、待機児童は深刻です。数字上は35人となっていますが、これは正式に申し込んだけれども入所できない人数だと思います。地元のクラブでは問合せ段階で断っています。２年生までしか受け入れられないクラブも増えております。

ぜひ県としては、県内の実態を丁寧に調査していただいて、放課後児童クラブのさらなる増設に積極的に取り組んでいただきたいと思います。こども家庭支援監に伺います。

式庄こども家庭支援監　放課後児童クラブは、共働き世帯の増加などに伴いまして、小学生の子を持つ世帯にとって仕事と子育ての両立を支える重要な受皿となっており、利用を希望する児童が増加しております。

県内のクラブ数も着実に増加してきてはおりますが、待機児童数は、令和８年５月１日現在、速報値で35名となってございまして、昨年度の70名と比べると減少はしてはおりますが、依然として待機児童が発生していると思っております。

県では、とやまこども・若者みらいプランにおきまして、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を図るため、令和11年の待機児童数ゼロを目標としており、これまで実施主体でございます市町村に対して国の交付金を活用した施設整備や運営費への補助に加え、放課後児童支援員の確保のための資格取得研修の実施や支援員の処遇改善を充実するなど、

待機児童の解消に向けました取組を支援しております。

また、国が掲げた放課後児童対策パッケージ2026におきまして、2030年頃に全国の放課後児童クラブの登録児童数が約165万人でピークを迎えると推計され、その受皿を確保することを目標とされております。

このため、今後市町村に対して、ちょうど来月開催予定の子ども・子育て支援施策に関する意見交換会、こちらは市町村の子供施策担当課の集まる会議でございますけれども、こうした場などを通じて、待機児童の実態についてより丁寧に把握するよう働きかけを行いますほか、支援員の資格取得研修についても、受講しやすいように何かできないか検討してまいりたいと思っております。

引き続き施設整備の補助や資格取得研修の情報を積極的に提供し、市町村と連携しながら、クラブの増設や支援員の確保など、待機児童の解消に向けました取組を進めてまいります。

川島副委員長　火爪委員の質疑は以上で終了しました。